

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月14日(月)午前8時57分から9時25分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。

本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。

田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の福原義明委員と7番の工藤浩司委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件です。

【議案第7号、所有権移転の整理番号4について説明】

3ページの所有権移転の整理番号4については、東光寺地区のオリテック（株）から東側約310mに位置する農地であります。

年齢や体力的な面から譲渡人自らの耕作が困難となったため、親戚（本家）であり、近い場所を耕作する譲受人へ贈与するものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第7号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 （ありませんの声）

会長 無いようですので、議案第7号は議案のとおり決定することとします。次に、議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が10件です。

【議案第8号、所有権移転の整理番号8、賃貸借権設定の整理番号12～21について説明】

5 ページの所有権移転の整理番号 8 については、大曲地区から北側約 430 m に位置する農地であります。

これまで、この農地と隣接する農地 4 筆を含め、大曲地区の農業者が耕作していましたが、規模縮小のため、令和 4 年度から耕作を辞めたい旨の申し出がありました。

このため、中間管理事業を通して、次の耕作者を探したところ、近い場所を耕作する譲受人が取得することとなったものであります。

なお、隣接する農地 4 筆についても、現在、売買の手続きを進めております。

次に、6 ページの賃貸借権設定の整理番号 12 については、川部駅から北側約 660 m に位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

整理番号 13 については、浅瀬石川の田光橋から東側約 190 m に位置する農地であります。

同じく、期間満了による更新であります。

7 ページの整理番号 14 については、浅瀬石川の田光橋から南東約 380 m に位置する農地であります。

同じく、期間満了による更新であります。

整理番号 15 については、大袋地区から北西約 300 m と東南東約 270 m に位置する農地であります。

同じく、期間満了による更新であります。

8 ページの整理番号 16 については、大袋地区から東南東約 540 m に位置する農地であります。

同じく、期間満了による更新であります。

整理番号 17 については、土矢倉地区墓地の南側に隣接する農地であります。

これまで、賃貸人がりんごの栽培を行ってきた場所ではありますが、賃借人からの申し出により、経営規模拡大を目的とし、設定するものであります。

9 ページの整理番号 18 については、大袋地区から北東約 720 m に位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

10 ページの整理番号 19 については、浅瀬石川の中央橋から南南東約 330 m と枝川地区から西側約 260 m に位置する農地 14 筆であります。

令和 3 年産の米価下落により、自らの農業経営が困難となったことから、中間管理事業を通して、設定するものであります。

11ページの整理番号20と21については、役場から南側約530mと南東約940mに位置する農地であります。

賃貸人が兼業農家であることから、自らの耕作が困難となったため、中間管理事業を通して、設定するものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第8号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第8号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第9号と議案第10号について、農地法第4条第1項と農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第9号と10号について、説明いたします。
今月の申請は、農地法第4条が1件、農地法第5条の所有権移転が1件です。

【議案第9号、10号について説明】

申請人は、豊蒔地区の一戸健策さんと葛原久雄さんで、転用場所は、一戸健策さんの自宅の南側に隣接しており、用途は、農機具倉庫、米冷蔵庫、もみ殻倉庫の設置です。

今回の申請は、一戸さんが所有する農地8筆について農地法第4条の申請となり、申請地の中に葛原さんの農地があるため、1筆が農地法第5条の転用許可申請となっておりますが、既に、平成13年に農機具倉庫、平成21年に米冷蔵庫が建築済みであり、設置年は不明ですが、もみ殻倉庫についても設置済みであります。

この案件については、葛原さんが税務課に相談したことから判明し、一戸さん、県構造政策課と協議し、追認許可の手続きを進めるものであ

ります。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を6番の福原義明委員よりお願いします。

事前審査委員（6番 福原義明委員）

事前審査の結果を報告します。

3月3日（木）に私と工藤浩司委員、田澤隆委員と事務局（佐藤）の4人で現地審査に行ってきました。

申請人は、一戸健策さん、住所は・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりましたが、その他、もみ殻倉庫については、周辺の住宅や農地等に支障が無いように飛散防止に努めることを申請人に注意喚起してきました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、一戸健策さんの自宅の南側に隣接する農地であります。

農地区分は、第1種農地（10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地）、第2種及び第3種農地（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地等）のいずれにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため「その他の農地」に該当すると判断します。

「その他の農地」については、第2種農地と同じ許可基準となることから、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可することができない。」ことになっていますが、今回の案件については、「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、「第2種農地以外の周辺の土地に設置することによって、その目的を達成することができると認められるものであっても許可することができる」とされていることから、許可相当であると判断します。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第9号と10号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員（2番 菊地卓朗委員）

図面に建築基準法と記載されているが、どういうことか。
図面にある水路の扱いはどうなっているか。

事務局（佐藤）

当時、建築確認の手続きは取っていたようで、農地転用については、許可を取っていなかったようです。

また、図面に水路と記載されていますが、既に払下げにより一戸さんが所有しており、雑種地となっています。

委員（1番 葛原慶仁委員）

水路については、土地改良区と協議し、雑種地にした土地であると記憶している。

会長 他にありませんか。

委員 （ありませんの声）

会長 無いようですので、議案第9号と10号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
事務局より説明願います。

事務局 報告第4号について説明いたします。

【報告第4号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 （ありませんの声）

会長 無いようですので、報告第4号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年3月14日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

福 原 義 明 

委 員

工 藤 浩 司 